

監 査 報 告 書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の会計及び会計以外の業務について監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、運営会議その他重要な会議に出席するほか、理事長等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本所及び東京事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、独立行政法人酒類総合研究所の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) キャッシュ・フロー計算書は、独立行政法人酒類総合研究所のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益の処分に関する書類は、指摘すべき事項はありません。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人酒類総合研究所の行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており指摘すべき事項は認められません。
- (7) 事業報告書は、独立行政法人酒類総合研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。
- (9) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

平成19年6月15日

独立行政法人酒類総合研究所

監 事

堀村不器雄 

監 事

鈴木昭紀 